

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第34回津市都市計画審議会
2 開催日時	令和7年10月2日(木) 午後1時30分から午後3時20分まで
3 開催場所	津市役所 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市都市計画審議会委員) 浅野聡、三宅諭、小柴眞治、松本くみ子、森秀美、草深靖志、阿部重雄、滝勝弘、小島晴美、八太正年、柏木はるみ、佐藤知子、小野欽市 (事務局) 副市長 山下佳寿 都市計画部長 草深寿雄 都市計画部次長 川原田吉光 都市政策課長 駒田直紀 都市政策課調整・企画管理担当主幹(兼)企画員・都市計画・景観担当主幹 川邊純二 都市政策課企画管理担当副主幹(兼)都市計画・景観担当副主幹 松下裕輔 都市政策課都市計画・景観担当副主幹 高須賀弘平 都市政策課都市計画・景観担当主事 近藤悠介
5 内容	(1) 開会 (2) 議題 津審議第91号 津都市計画地区計画の変更(津市決定) 津審議第92号 津都市計画道路の変更(三重県決定) (3) その他 (4) 閉会
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3181 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

都市計画部長	<p>【開会宣言及び挨拶】</p>
事務局	<p>本日は司会進行を務めさせていただきます、都市政策課長の駒田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、審議会の開催にあたりまして、副市長より、ご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>【副市長挨拶】</p>
事務局	<p>それでは、会議を進めさせていただきます。</p> <p>本会議は津市情報公開条例第23条の規定に基づいて、公開し、一般市民の方の傍聴席を設けております。また、会議の結果を発言者の氏名と共に、ホームページで公表させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の会議の議長ですが、津市都市計画審議会条例第7条第1項の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、浅野会長よろしくお願いいたします。</p>
議長（浅野会長）	<p>本日は、各委員の皆様のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、本日、ご審議いただきますのは、お手元の会議次第にありますとおり、「津都市計画地区計画の変更」と「津都市計画道路の変更」の2案件になります。</p> <p>委員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、議事運営につきましては、委員各位の格別のご協力、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、お手元の会議次第のとおり進めたいと思いますが、事務局、本日の傍聴者の状況についてご説明願います。</p>
事務局	<p>本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を進めていただければと思います。</p>
議長（浅野会長）	<p>本日は、傍聴希望者がみえないということですので、このまま会議を続けさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、本日の審議会の成立の可否について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>ただいま、審議会委員15名中13名の方がご出席いただいておりますので、津市都市計画審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。</p>
議長（浅野会長）	<p>会議の成立を認めます。</p> <p>それでは議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>津審議第91号津都市計画地区計画の変更（津市決定）についての説明を事務局、お願いします。</p>

津審議第91号 津都市計画 地区計画の変更 津卸商業センター地区地区計画についてご説明いたします。

この津卸商業センター地区については、都市計画提案制度による提案書が提出されたことに基づく地区計画の策定です。

それでは、説明させていただきますので、前方のスクリーンまたはお手元のパワーポイントの資料をご覧ください。

まず、地区計画の概要についてご説明いたします。

地区計画とは、都市計画法第12条の5に規定された都市計画の一つで、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを定める「地区レベルの都市計画」であり、住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるものです。

また、今回の地区計画の変更は、都市計画法第21条の2による提案制度を活用し、土地所有者からの提案を受けて行ったものです。

この提案制度は、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができるものです。

まず、今回の都市計画の提案内容について概要をご説明いたします。

提案者は協同組合津卸商業センター、位置は津市高茶屋小森上野町及び高茶屋小森町地内、面積は8.000656ha、都市計画区域は、津都市計画区域の市街化区域、同意状況は、今回の提案者である津卸商業センターを含めた土地所有者等29名中28名が同意しており、約96.6%の同意率となっています。

提案理由は、津卸商業センターは開設後半世紀を経過し、社会情勢や産業構造が変化していく中で、将来にわたり持続可能な流通団地を維持、保全を目的に、当地区の目指すまちづくりに沿わない施設の立地を制限するため、提案されたものです。

こちらの提案を受付、本市としては都市計画変更の必要があると判断し、地区計画の変更の手続きを進めました。

次に、今回、都市計画に定める事項について説明いたします。

まず、都市計画の種類は「地区計画」、地区計画の名称は「津卸商業センター地区地区計画」、位置は「津市 高茶屋小森上野町及び高茶屋小森町 地内」、区域は「計画図に表示」、面積は「約8.1ha」、区域の整備・開発及び保全に関する方針として「地区計画の目標」「土地利用の方針」「地区施設の整備方針」「建築物等の整備方針」、地区整備計画として「建築物等に関する事項」を定めております。

位置、区域、区域の整備・開発及び保全に関する方針、地区整備計画の詳細については後程説明いたします。

こちらが総括図で、今回、地区計画を定めようとする、津卸商業センター地区は赤色の線で囲まれている箇所となります。青色の線が国道23号で、黄色の丸がポートルース津です。

続いて、理由書についてご説明いたします。

津卸商業センターは昭和47年に開設された流通団地であり、津市南部の国道23号沿線に位置することから交通の利便性が高い地区です。

津市都市マスタープランでは住商工複合エリアとして位置付けており、現状の土地利用や今後の土地利用動向、地域の意向を踏まえ、必要に応じ、住工等の混在の整序に努めることとしています。

当地区には流通業を主とした事業所が多く立地しており、市内の流通拠点として重要な役割を担っています。しかし、将来的な操業環境の変化によって事業用地の売却等が行われた場合、当地区の目指すまちづくりに沿わない施設が立地する可能性があり、当地区の事業活動に支障をきたすことが懸念されます。

このため、地区計画の策定により、当地区の目指すまちづくりに沿わない施設の立地を制限し、土地利用の混在を防止することで、将来にわたる良好な流通団地の環境形成を図るものです。

続いて、計画図です。赤色の線で囲まれた区域が今回策定する地区計画の区域です。津卸商業センターの区域を地区計画の区域としております。

続いて、「区域の整備・開発及び保全に関する方針」について説明いたします。

「地区計画の目標」については、地区計画の策定により、当地区の目指すまちづくりに沿わない施設の立地を制限し、土地利用の混在を防止することで、将来にわたる良好な流通団地の環境形成を図ることを目標としています。

「土地利用の方針」については、流通業を主とした事業所の立地を目的とする当地区について、目的外となる施設の立地を制限し、今後も継続して良好な流通団地としての土地利用を図ることとしています。

「地区施設の整備方針」については、当地区内には道路が配置されており、道路内にはゆとりや潤いを与える植樹が施されている。また、これらの道路は災害時の避難路としての機能も有しており、これらの機能や環境が損なわれることのないよう、維持・保全を図ることとしています。

「建築物等の整備方針」については、建築物の用途の制限を定め、良好な流通団地の環境の形成を図ることとしています。

続いて、地区整備計画について、説明いたします。当地区の目指すまちづくりに沿わない施設の立地を制限し、将来にわたる良好な流通団地の環境形成を図るため、地区整備計画に定める建築物等の用途の制限は、住宅、兼用住宅、共同住宅のほかに、神社、マージャン屋、カラオケボックス等としています。

なお、こちらの用途の制限は提案者が区域内の地権者と協議を重ねて取りまとめた提案内容と同様の用途の制限を定めることとしました。

続いて、地区計画の案の作成のために行った、地区計画原案の縦覧及び意見聴取の結果について報告させていただきます。

都市計画変更等を行う際は都市計画法第17条の規定による都市計画の案の縦覧を行うこととなっておりますが、地区計画に限っては「地区レベルの都市計画」で、住民などの意見を反映が重要であることから、都市計画法第16条第2項に基づき「津市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を定め、都市計画の案の縦覧を行うよりも前に、地区計画原案の縦覧を行うこととしています。

同条例第2条の規定に基づき、令和7年7月4日から同月18日まで地区計画の原案の縦覧を行いました。

	<p>縦覧者につきましては、0名、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>また、住民意見の反映のための意見聴取についてですが、当地区は町屋自治会及び高茶屋小森上野町自治会の自治会区域に含まれるため、それぞれの自治会長に対して、津卸商業センター地区地区計画について、位置、区域、方針、地区整備計画等の概要を説明し、自治会内での回覧を実施いただきました。いずれも意見はございませんでした。</p> <p>最後に、都市計画法第17条の規定による縦覧等の結果についてご報告いたします。</p> <p>令和7年9月2日から同月16日まで、都市計画の案の縦覧を行いました。</p> <p>縦覧者につきましては、1名であり、意見はありませんでした。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長（浅野会長）	<p>ただいまの議案について、委員の皆さまからご質問等があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
小野委員	<p>9ページの「地区整備計画」のうち、「建築物等の用途の制限」欄に記載されている「建築してはならない建築物」の項目の8番「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」についてお伺いします。</p> <p>実は、この区域内では今から30年ほど前に、仕出し屋さんなどが営業されていた時期がありました。広い意味では「料理店」に該当するかもしれません。7ページの区域図を見ると、オートバックスの北側、同じ「津卸商業センター」の一角だったと思います。</p> <p>当時はその区域内でお弁当の配達や、近隣で働く方々が食事を取る店舗が10年ほど営業していた経過があります。</p> <p>そのような事例がある中で、今回「料理店」を用途の制限に加えているのですか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>この「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」というのは、風営法の制限を受ける施設を指しており、接待行為を伴うような施設を制限しているものです。したがって、委員ご指摘のような、一般的な飲食店などは該当しません。</p> <p>一般的にはキャバクラなどが制限の対象に該当します。</p>
小野委員	<p>なるほど。いわゆる「飲食店」はこの中の制限に含まれていないという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、そのとおりです。</p>
小野委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長（浅野会長）	<p>他にご質問はございますか。</p>
草深委員	<p>「津卸商業センター」の中はかなり古い区分所有の建物が多かったと思うのですが、現状の入居状況はいかがでしょう。</p> <p>空室率というか、どの程度埋まっているのでしょうか。</p>

事務局	現状、全て埋まっていると確認しております。
草深委員	廃業や移転された事業者もあるが、新しい方が入られて、現在は埋まっており、主に流通業の事業者がおられるということですか。
事務局	おっしゃるとおり、廃業や移転された事業者もありますが新しい事業者も入ってこられ、現在はすべての区画が埋まり、主には流通業の事業者が立地されている状況です。
議長（浅野会長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>他の委員の方から何かご質問はございますか。</p> <p>特にご質問ご意見などがこれ以上ないということですので、津審議第91号につきましては原案の通り承認したいと思いますけどよろしいでしょうか。</p>
一同	異議なし。
議長（浅野会長）	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは引き続きまして、津審議第92号津都市計画道路の変更（三重県決定についての説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>津審議第92号津都市計画道路の変更についてご説明します。</p> <p>前方のスクリーンまたはお手元のパワーポイントの資料をご覧ください。</p> <p>今回、変更する路線は、津海岸御殿場線と河芸町島崎町線の2路線となっております。昨年度の10月7日に開催しました当審議会において、津海岸御殿場線の都市計画変更についてご審議いただきましたが、その続きの区間の都市計画変更となります。</p> <p>昨年度都市計画変更した区間については、現道部分として市道がありましたので、津市が都市計画決定を行いました。今回の区間については、現道が無く、県道として事業を進めていくことになるため、都市計画法の規定により、三重県が都市計画の決定を行うこととなります。</p> <p>三重県より都市計画変更についての意見を求められているため、当審議会にて審議いただいた結果を踏まえた市の意見を三重県に回答し、その後、三重県都市計画審議会での審議を行い、都市計画変更を行うという流れになります。</p> <p>それではまず、都市計画道路の概要についてご説明します。</p> <p>都市計画道路とは、都市計画法第11条第1項第1号に規定された都市施設のひとつで、都市で行われる様々な活動や生活を支える重要な都市施設であり、都市の将来像の実現に向けて都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を支える役割を担っています。</p> <p>こちらは三重県による事業計画を示した位置図です。渋滞する国道23号を補完する道路として、都市計画道路である河芸町島崎町線と津海岸御殿場線を整備する計画で、全体事業区間としては約4.3kmとなっております。黒の太線の区間になりますが、三重大学の東側では海岸堤防の</p>

整備に合わせて既に道路が整備されており、約 1.5km が供用済みとなっています。また、供用済み区間から北側の黒の点線の区間についても、海岸堤防を活用した道路整備が進められています。これらの区間に加え、赤色の点線で示す区間と、緑色の点線で示す区間の計 1.4km について、都市計画道路江戸橋一身田線との交差点から志登茂川を渡り県道上浜高茶屋久居線の旧イオン津店前に接続する区間として新たに都市計画事業が進められることとなりました。緑色の点線で示す区間については、冒頭に説明しました先行して事業を実施する区間として、昨年度の令和 6 年 10 月 7 日開催の当審議会にて津海岸御殿場線の都市計画変更としてご審議をいただきました区間です。今回は、一連の事業として行う残りの区間についての都市計画変更となります。

津海岸御殿場線の総括図になります。議案書にならない、路線別でご説明します。図の方角は、右側が北、左側が南となります。本路線は、津市桜橋三丁目を起点といたしまして、国道 23 号と並行して海側を縦断し、藤方を終点とする全長約 6,020m の幹線街路として昭和 58 年 4 月に都市計画決定したものです。今回の変更区間は、延長約 180m です。

続きまして、河芸町島崎町線です。本路線は、津市河芸町東千里を起点として、国道 23 号と並行して海側を縦断し、島崎町を終点とする全長約 9,320m の幹線街路として昭和 48 年 8 月に都市計画決定したものです。今回の変更区間は、延長約 680m です。

今回の都市計画道路の変更理由についてご説明します。津市の市街地の南北方向の交通を担う国道 23 号は、上浜町から白塚口間などでは激しい渋滞が発生していることから、国道 23 号を補完する道路の整備を図るため、津海岸御殿場線及び河芸町島崎町線の約 4.3km を事業区間として順次整備を進めているところです。この事業区間のうち、津海岸御殿場線の約 180m と河芸町島崎町線約 680m について、詳細な測量・設計を行ったところ、『交差点形状の変更及び道路の計画高と現況地盤高との高低差により生じる法面の変更』、『橋梁前後の土地利用状況を踏まえた道路線形の変更』が必要となったため、都市計画道路の区域変更を行うものです。

次に、津海岸御殿場線の変更内容についてご説明します。画面左側が北、右側が南となります。画面右下が、昨年度都市計画変更した先行区間との接続箇所、画面右上が、河芸町島崎町線との交差点です。黄色が現在都市計画決定されている道路区域で、赤色が変更後の道路区域となります。

変更内容の 1 点目、左側の表にある主な変更内容の①、図面の水色の線で囲んだところについては、現地測量に基づく詳細設計において、道路の計画高と現況地盤高との高低差により生じる法面を含めた区域に変更するための区域変更を行うものです。2 点目、表の②については、画面右下の交差点部分について、現地測量に基づく詳細設計を行った結果を踏まえ、現地状況や将来道路利用を踏まえた交差点形状とするための区域変更を行うものです。3 点目、表の③については、画面右上の交差点部分について、現地測量に基づく詳細設計を行った結果を踏まえ、現地状況や将来道路利用を踏まえた交差点形状とするための区域変更を行うものです。

次に、河芸町島崎町線の変更内容についてご説明します。画面左側が北、右側が南で、真ん中に志登茂川が通っています。右側の交差点は、

都市計画道路津海岸御殿場線との交差点、左側の交差点は、都市計画道路江戸橋一身田線との交差点です。

変更内容の1点目、表の主な変更内容③と、2点目、表の④については、画面右側及び左側の交差点部分について、現地測量に基づく詳細設計を行った結果を踏まえ、現地状況や将来道路利用を踏まえた交差点形状とするための区域変更を行うものです。3点目、表の⑤、図面の水色の線で囲んだところについては、現地測量に基づく詳細設計において、道路の計画高と現況地盤高との高低差により生じる法面等を含めた区域に変更するための区域変更を行うものです。4点目、表の⑥、図面の紫色の線で囲んだところについては、現地測量に基づく詳細設計において、橋梁前後の土地利用状況を踏まえた道路線形の変更を行うものです。

次に都市計画変更に係る地域との合意形成についてご説明します。令和7年5月と6月に河芸町島崎町線建設促進協議会において、全体事業の進捗状況とともに、都市計画変更が必要であることを説明し、反対意見等はありませんでした。令和7年5月に、関係する6つの自治会の自治会長へ説明を行い、住民への回覧を行い、反対意見等はありませんでした。

最後に、都市計画法第17条の規定による縦覧等の結果についてご報告します。令和7年9月2日から同月16日まで、都市計画の案の縦覧を行いました。縦覧者は0名であり、意見はありませんでした。

説明は以上となります。

議長（浅野会長）

ご説明ありがとうございました。ただいまの議案について、委員の皆さまからご質問等があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

小野委員

9ページの変更に係る合意形成について、特に大事なものは、河芸町島崎町線の建設促進協議会に全体の説明をしたけど反対意見はなかったと。どの部署で誰が担当して説明したのかよくわかりませんが、それからその下、関連自治会長と6自治会についても反対意見等なし。

これ実はですね、この8月に、島崎東北、島崎町の住民、それから具体的に工事をする地域の住民対象で30名ほどお集まりになって、説明会しましたが、反対意見というよりは、県の担当者が5、6人来て説明をしていますが、反対意見どころの騒ぎじゃない。道路を新設することで、ガス管、水道管、そのあたりの手当をどうするんだっていう話の質問が出ましたが、的確な説明はできておりません、県からは。今からコンサルに頼んで、しっかり線形を引くので、それからですというような言い方だった。

だからこのところにこれが出てくること自体がちょっと違うかなと思いますし、実はこの9月の初めに市役所の玄関でその時にいた県の担当者に偶然会いましたので、あの説明って一体どうするんだって聞いたら、いやガス抜きでやったような感覚で、今からまだまだ時間もかかりますからみたいな言い方をしてるんですよ。

それがここへ出てくるってどういうことなんだ。県はちゃんとできますからって言ったの。私は説明会の時に、一番後ろで黙って聞いていましたけど、県の対応としては、市がやるような対応とは全く違う。

河芸町島崎町線の延伸自体も、かなり丁寧に丁寧に今まで我々はやってきたつもりです。それが橋梁で、志登茂川を渡って島崎町へ入る、入

ったところを直角に曲がった上で、イオンの前へ出てくる道路の整備をする。そのための都市計画決定ですよね。まさにその地域に住んでいる人、地権者、地権者も5、6名来ていましたけど、その人たちも初めて聞くような感覚で聞いていた。

これ市で説明するわけじゃないんだよね。これから市がやるのかもしれないけど、これまでは県がやってたんでしょ。県の担当者曰く1軒ずつ歩いてませんのでわかりませんという言い方。

これ会長ね、もし今日こういう審議をするのであれば、私当事者ですから、実は物件も地域に持ってますんでね、まさに地権者の1人にもなるし、その説明会でも、2時間ちゃんとお付き合いしました。

ここに書いてあることは、まあまあ嘘とは言いませんけど、反対ですか、賛成ですかと取ってないんで。説明ですと言って終わっています。これはねちょっと津建設のやり方に問題があると思いますよ。できればこれはもう一度、時間を入れて、そこら辺の事情聴取をするなりして調整をしてやられた方が、後々問題がないかなというふうには思います。

議長（浅野会長）

はい、では事務局の方で補足説明いただけますか。

事務局

こちら9ページの方に書かさせていただいておりますのは、説明をさせていただいた経緯でございます。こちらにつきましては、都市計画変更についての説明ということで挙げさせていただいたものでございます。そこでは反対の意見、都市計画の変更に対する意見はなかったということで今回ここに挙げさせていただいております。

委員おっしゃられますように、事業実施に当たりましてのご意見はたくさん出ているというはお聞きしていたしましたので、前回の都市計画決定した部分も含め、今回決定する部分も事業が進められることとなってくるかと思っております。こちらにつきましては、三重県の方が工事を実施していきますので、今回このようなご意見が地元からまた、この都市計画審議会の場合であったということ、三重県の方へ市の事業調整室を通じて、事務局からお伝えささえていただきたいと思います。

小野委員

基本的にはそうしてもらわないと困ると。7ページ、例えば参考にお伺いしますが7ページのこの道路線形の幅ですよね。今日これ、都市計画決定を皆さんが賛成をしていただくと、この道路の幅は確定をするのでしょうか。

事務局

こちらは三重県決定の都市計画となりまして、流れとしては、三重県が都市計画決定をする時には、市の意見を聞き、三重県の都市計画審議会に諮って、決定されることとなります。

今回は、津市都市計画審議会での意見を踏まえて市の意見を取りまとめるために行うものですので、本審議会の意見が直接都市計画決定に繋がるものではないものです。

小野委員

今、当局に確認をさせていただきました。この審議会の中で出た意見は、津の都計審の意見として、県の方にまとめて持っていってもらえるということですね。

住民の説明会で聞いたことは、5、6年かかるし、どうしようもないか

らって現場の職員が言ってるようなことでは当てにならないので、この津の都市計画審議会ですっきりと意見を下させていただいたうえで、もっていただくというのが一番住民としては納得がいく部分だろうと思うんで。ちょっと付言をさせていただきますと、夜間に住民説明会があったと時にもですね、道路線形を引くにあたって、道路の両側に歩道が取ってないんじゃないかと。歩道の幅をしっかりとってほしい。それから、道路を入れますと、道路の両側の水道の引き出し口がないんじゃないか。具体的に言いますと、この7ページの下の方の方に住宅があるんです。この住宅の水道を引いてるのは、道路側ではなくて、立誠保育園側から水道管を引いている状態になってるんで非常に使いにくいんで、道路側に水道を出して欲しいという要望もありました。それから、やはり渋滞解消のための道路整備ですから、ということは、将来的には車がたくさん通るであろうから、樹木の整備等をして、排気ガス等の影響がないように道路の中に植樹帯を作ってほしいという要求も出ております。

それを県の段階でどうやって整理してるのか知りませんが、私が聞いた範囲では、県はさっきお話したように、今後、コンサルがずっと歩くので1軒ずつ当たらせてます、そんな言い方をしているのよ。責任感が全くない。そんな話じゃねえだろうと思うんだけど。だから、ちょっとその津の都計審としては、やはり具体論から言って、もっと県の段階で、きちっと整理をしてこいと。住民の要望等をまとめて、そういうふうな付帯意見をつけてもらわないと、これはさすがに地域住民としては困るというふうに思ってます。

議長（浅野会長）

状況わかりました。あの事務局から補足はありますか、補足のコメントは。

事務局

今画面へ映しているのはですね、津海岸御殿場線の方の横断図となります。歩道が両側にあるのかということについては、自転車歩行者道を施設帯も含めて3.5m両側に設けております。これは、今回の変更する部分もそうですし、昨年の変更させていただいた区間についても同じものとなっております。

事業自体は三重県が実施しております、8月の説明会自体は用地測量のための説明を行ったと聞いております。道路の詳細設計はもう終わっているんですけど、用地買収に関わる場所の測量を行う、また、用地買収が掛かる部分に工作物や建物などがある場合にその補償をするための業務をしていくものなんですけれども、その対象となられる方に、業務の内容を伝えるための説明会を実施したと聞いております。業務を進めるにあたり、県のほうから色々なご意見等を伺っていくことになると思いますし、市の方からもしっかりと意見を伺って進めるよう県にお伝えしたいと思います。

事務局

委員が今色々言っていた意見、これは地元の方のご意見をということで、我々も耳にしていることとさせていただきます。

今回お願いしておりますのは都市計画決定ということで、都市計画決定については、反対意見などはなかったということではありますが、実際に事業に入るところの部分っていうのが、地域の地権者の方々に十分

な周知が出来てなかったり、これから実際に具体的に動いていくというところがあって、そこについては今の時点では不十分だと受けとめておりますので、都市計画決定は都市計画決定ということで、今回、ご意見は付帯意見として付けさせていただくということはあったとしても、事業進捗していくことについては、別に私どもの事業調整室と通じて県へ、しっかりとお伝えしますし、都市計画決定は都市計画決定、事業進捗へはもっとしっかりと県と市で連携してしっかりと伝えたいと思います。

小野委員

今当局から用地測量についての説明会だったのでというような話もありましたけど、その段階で今、私が言ったような懸念材料を地元の住民がバンバン出すっていうことは、懸念材料どころの騒ぎじゃなくて、説明ができてないってことよ、県が。都計決定をしようが何をしようが、まずその前段で、住民の意向というのは本当に聞いてましたかと、あそこでよっぽど手挙げてちょっと待ってて言おうと思ったぐらい。実は最大の地権者も来ていました。その人の家の前通らないと入れないところもありますからね。

我々は地域としてはこの計画決定をした上で、サティからまっすぐ東に入る道路を整備するに当たって、個人の住宅も動かさなきゃいかん、買収しなきゃいかん。そういうのが見えた上で来てるんで、今回の夜間の説明会での出た意見というのは、えらいことだと。今から一歩からやんなきゃできないねという感覚は持ちました。

だから、今日しつこく言ってるし、普通はそんなに言いませんけど、それを今の部長も担当もですが、そのようなまとめ方したいという気持ちはわかるけど、それは無理だよ。現場でそんな意見が出てるのに、こんなもん今日まとまるわけがない。ましてや説明してからもう1ヶ月以上経ってるんですよ。

県として、この間1ヶ月間でどんなふうな対応したのか。やはりそういうことも教えてもらって、こっちも、責任あるわけですから、市の都市計画審議会の委員として、いや地元の意向は無視してやってんのかって言われるのじゃないから。やはりそういうことを調査した上で、こういうことは決定してもらわないとこれ非常に困ると思います。全体責任ですけどね。地域がわからない、地域は離れてるから知らない、何も言わなかった、都計審が通った。これはもう無責任の誇りを免れない。当局もそうですよ。それはもう何度も言ってますから、やはり調査して今日ここへ出してきて、こういうような対応したというのを言わなきゃ。

県の職員に聞いた、どんな対応したか、一件ずつ。名簿を作ってるから、氏名住所を書かしてるんだからね、当たればいいだけの話。多分県は津建設事務所はやってないと思う。やったらなんか噂は聞こえてくる。これはさっき会長に申し上げたように、付帯意見でやればいかなと思いましたが、今の当局の対応から言ったらこれはもう全然ね話にならない。今日はちょっと時間をいただいて、一回調査していただいてやるというのが、本来だと思います。後々面倒くさいからといって、ここで手を抜くと後ずっと時間かかりますよ。

議長（浅野会長）

はい、小野委員のご意見よくわかりました。

事務局に確認ですけど、これ県決定の都市計画なんで、県が今度縦覧公告とかもやっていきますよね。

副市長

貴重なお時間いただきまして、本当にすいませんでした。ちょっと県の方、津建設事務所へいただいたご意見をお伝えしまして、担当が聞いてまいりましたのでご報告させていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

事務局

お時間いただきまして申し訳ございません。ご説明させていただきます。

先ほど、聞いていた部分もありましたけども、うまく説明ができませんでした。大変申し訳ございませんでした。

確認させていただいた部分なんですけど、説明会の時点ですら、ゴミステーションの関係、パッカー車が邪魔にならないかという部分のご意見、こちらについてはきちんと協議していくと。

また、道路の埋設管、水道管、下水道管、ガス管等の状況を確認しているのかというご意見についても、きちんと対応していくと聞いております。

あと、信号が津駅前線のところに必要ではないか、また、昨年決定した路線の部分にはなりますが幼稚園付近に横断歩道が必要ではないかというご意見については、警察との協議を行っているとのことでございます。

あと、排水機北のカーブがきつい、制限速度を 40km/h から 30km/h にならないかということについては、道路の構造という部分がありますので、引き続き協議していきたいと。

あと、再度説明会の開催が必要ではないかというところもありましたが、こちらについても県の方と自治会長さんと相談していただいて、市の方に回答いただくということでもございました。

これらの意見につきましては、県の方に再度確認しましたら、県の方で対応すると回答がありました。きちんと説明が出来ず申し訳ございませんでした。

議長（浅野会長）

ではこの件につきまして他の委員の方、何かご質問とかありますか。

八太委員

今説明をいただいて、私は理解したんですけども、これを休憩前にきちっとせないかん話やと思いますよ、残念ながら。

今、委員の言われることは当たり前と思うんですけども、今我々に諮られた 92 号ですね、これはこれでご審議いただいて私はこれを進めていただいて、OK していただいたら、県が今、小野委員が言われたようなことも含めてきちっと整理していただく。仕事をしてもらいたいなと思ってます。

ここで止まってしまうと、「津が OK してないんで、すいませんもうちょっと待ってください」という話になってくると思いますので。私はここはこれで問題がなければ OK していただいたらありがたいかなと。それは裁決してもらったらいいなと思いますし、ある意味で付帯をつけていくのも大事なことかなと思っております。

ですから、もうこれは中断やということだけはちょっとやめてほしいというのが僕の意見です。というのはね、国でも県でも自分とこの責任以外のことはもう、何にもしない。いらんことすると怒られるでしない。せやけど、今我々に諮られた 92 号は決定をして、いかにも早く進めてい

ただきたい。そういうまちづくりをしていくのが我々の務めじゃないかなと思ってます。

今、言われた意見が一番大事なことです。地域住民のためにも、これはあの県に仕事として、お世話いただけるようお願いしていただいたらありがたいかなと思います。

議長（浅野会長）

ご意見ありがとうございます。
では続いてお願いします。

草深委員

この場で言いたいことは多分、都市計画道路の決定のことで、最初の段階の話だと思うんですね。

ただ、小野委員から言われたようにですね、地元説明会の中で出とる話、より具体的な話、工事のことであるとか、完成後のことについての意見、それから周辺のインフラのことであるとか、その辺の意見のことが出ておるということで、本来ここで議論するようなことではない。もっと言うたらすな、都市計画道路の決定についての意見が出なかったということですね。

それがちょっと説明不足であったのかなっていう気はしました。

問題はただ、ちょっと地元説明するからと何遍もこれからやってくる中で、こういう決定がまず必要であるという説明であれば皆さん納得したのかなと思います。

議長（浅野会長）

はい、ご意見ありがとうございました。
では他の方から何か補足のコメントはありますか。

小野委員

改めてですが、今 2 人からのご意見が一致いただいている、その通りだと思いますが、そういう意見は入れないような説明を県の段階でやっている、あるいは説明会で何も答えない。そういうことはありながら、1 か月以上空いています。

市には、県は聞くまでは説明してないわけでしょ。そんなあの風通しの悪い計画っていうのは、できてくのかな。今これで八太委員が言われたようなことで、全体として前へ進めたらどうっていう話ですよ、私も普通そう思います。思うけれども、初めにつかえておいた方が、後でつかえるよりは、早いんちゃうかなと思って今日皆さんにお聞きをいただいた。こんな対応ですよと現場はね。正直言ってこんな対応してんのに、地域住民が反対してるとかね、いや聞いてないとか言われたら、地域の人はいくら迷惑。自分の土地を売ることになる。

やはり水道管やガス管やっていう話、若干出ましたが、認識があるならちゃんとね、もっと地元入らなきゃ駄目よ。そういうことができてない。だから今、会長にもお話したように審議会として付帯決議、付帯意見でね、やはりこういう計画変更するならもっと地域の声を大事にせいというのを書いてもらわないとね。これ実はご存知でしょうが、県の都計審のときにも付帯意見がありますから必ず聞きますから。なかったらしゅっと通るだけだから、ぜひそういうふうな整理をしていただいて、ちょっとピリッとしないとかなと、どうもこのところ三重県の仕事の仕方が悪いように思いますからお願いしたい。

議長（浅野会長）

小野委員のご意見もよくわかりました。

では他に他の方から何かコメントはありますか。

よろしいですか。

それでは先ほど事務局から休憩時間の中に調べていただいたことを報告していただいたので、委員の皆さんも状況は大体わかっていたと思います。

それでは出された意見を集約させていただきますと、今回、津市が実施した縦覧の結果では縦覧者 0 で意見書もありませんでしたので、津市が都市計画法に基づいて知事に回答しないといけない手続きに関しては意見は出なかった、反対意見もなかったということです。

ただ、小野委員からも提案がありましたけど、地元から声が出てるといいますので、『事業実施にあたり、地元関係者との合意形成に慎重に努めてください』という付帯意見を入れて県に返答し、そうすると、今度は県の方が縦覧の手続きや県の都市計画審議会での審議がありますから、そこで津市の都市計画審議会での意見が出ていることを県の都市計画審議会に伝えた上で、最終的には知事の責任で事業を進めていただくと、そういうような対応でいかがですか。以上のような付帯意見をつけたいと思いますけどいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

一同

異議なし

議長（浅野会長）

では、ありがとうございます。

それでは津審議の第 92 号については、原案通りとさせていただいて、ただし、付帯意見をつけるということにしたいと思います。それでは答申案の作成の中で付帯決議の文言を決めないといけないのですが事務局の方から提案はありますか。

事務局

はい、第 92 号の方でございますが、ご意見、付帯意見をいうことでお決めいただきましたので、今の案としましては、令和 7 年 9 月 22 日付け津市都第 400 号で諮問があった津審議第 92 号津都市計画道路の変更（三重県決定）について、審議の結果、決定の通り意見を付して答申しますということにさせていただきますして、意見につきましては後日整理してお示しさせていただきたいと思います。

八太委員

ちょっと、今の説明はなっていないよ。

今、付帯意見を付けてということなんで、今、整理していただかないと意味ないじゃないですか、ここで何決定するのか徹底できないじゃないですか。

小野委員

部長が改めてちょっと 1 回説明して。

都市計画部長

以前ですね、付帯意見を付けさせていただいた時はですね、一度その意見を取りまとめをさせていただいて、とりまとめた意見を、委員さんに事前にご確認をいただいて、了承いただいたものを出させていただいたという過去がございましたので、前回と同じやり方でよろしければ、一度付帯意見を作らせていただいて、各委員さんに見ていただいて、ご

了承いただいたものを付帯意見として付けるというかたちで想定させていただいたというところでございます。

八太委員

今、せなあかんやろ、何のための委員会や。

議長（浅野会長）

理由は、よくわかりました。先ほど私口頭で言いましたけど、書いていただきたい内容は委員のご意見を集約しますと、『事業実施にあたり今後は地元関係者の合意形成に慎重に努めていただきたい』ということですから、そこから先は県の事業担当者の責任で、きちんと地元住民に配慮して進めてくださいとそれが伝わるような一文を入れていただけたらと思います。

一言一句、今決めるのは難しいので、確かに部長さん言われた通りですね、付帯決議の付ける方針だけ承認していただいて、その細かい日本語は近日中に文書を作っていたいただいたものを委員の方に送っていただいて、了承が得られたら、それを市長に答申するというようにさせていただければと思いますけどよろしいですか。

八太委員

せっかくなんで5分や10分ぐらい時間とってでも、今みんなに聞いてもらった方がいいんじゃないの。

議長（浅野会長）

わかりました。

今言ったような簡潔な文章でよろしければすぐ作っていただけますけどよろしいですか。

都市計画部長

何度も申し訳ございません。過去にそういうことがあったので、そういうふうな形で申し上げましたが、今ご意見もございましたので、もし10分いただければですね、今のご意見整理させていただきますので、委員の皆さんのご了承をいただければ、答申案を作らせていただきます。

議長（浅野会長）

それでは、またちょっと10分ほどの休憩とさせていただきます、3時5分頃に再開とさせていただきますよろしくお願ひします。

事務局

本日は、バタバタしてしまいまして大変申し訳ございません。

まず小野委員のですね、ご質問に対して、調べている部分もあったんですが、ちょっとご説明が十分にできなかったというふうなことで混乱を招いたこと申し訳ございません。

今後、このようなことがないように十分に気を付けさせていただきます。

~~~~~ 休 憩 ~~~~~

~~~~~ 再 開 ~~~~~

議長（浅野会長）

それでは皆さんお待たせしました。方針の文書の案ができましたので私を読み上げますので聞いていただけたらと思います。

それでは、先に最初に審議した91号の方を読み上げます。

津都市計画地区計画の変更について（答申）令和7年9月22日付、津

市都第 400 号にて諮問のあった、第 91 号津都市計画地区計画の変更（津市決定）について、審議の結果、原案どおり本審議会の決定をみたので答申します。ということでこちらは通常どおり答申する文章になってます。

第 91 号よろしいですか。

はいありがとうございます。

それでは第 92 号の方は、今、委員の手元にもあるということですので、それを見ながら聞いてください。

津都市計画道路の変更について（答申）令和 7 年 9 月 22 日付、津市都第 400 号にて諮問のあった津審議第 92 号津都市計画道路の変更（三重県決定）について、審議の結果、原案どおり本審議会の決定をみたので、下記の通り付帯意見を付して答申します。

【付帯意見】事業実施にあたり今後は地元関係者との合意形成に慎重に努めていただきたい。

第 92 号の方ですけど何かご質問ありますか委員の皆さん。それではよろしいですか。

一同

異議なし

議長（浅野会長）

ありがとうございます。

それでは 91 号と 92 号につきましては読み上げた通りの答申とさせていただきます。

それでは、答申書を副市長さんに渡したらいいですね。

それでは、答申の文章の内容については先ほど読み上げましたのでちよっと省略させていただきます。第 91 号と第 92 号について答申させていただきます。

【副市長にお渡し】

議長（浅野会長）

皆さんたくさんご意見をいただきましてありがとうございます。

91 号と 92 号については以上の通りとさせていただきます。

それでは以上の 2 件で、本日の審議事項は終了とさせていただきます。

それでは会議次第に戻りまして、3 番目のその他事項ですけれども、事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

事務局

その他事項といたしまして、1 点ご報告させていただきます。

平成 30 年 3 月に策定しました都市マスタープラン、緑の基本計画、立地適正化計画が令和 9 年度末までの計画となっておりますので、今年度から 3 年間掛けて新たな計画の策定作業を進めております。

令和 7 年度については「現況等の整理」、「現計画の検証及び評価」、「課題の整理・検討」等を行う予定であります。

計画の検討に当たりましては、各分野と横断的に調整が図れるよう、庁内の組織として「津市都市マスタープラン等策定推進会議」を立ち上げました。

また、当審議会の浅野会長と、三宅委員には、「津市都市マスタープラ

| | |
|----------|--|
| 議長（浅野会長） | <p>ン等策定推進アドバイザー」にご就任いただき、学識経験者としての立場から、適宜ご助言をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、作成の状況等につきましては、今後、都市計画審議会を開催する際に随時報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは次の津市の都市計画マスタープランの見直し作業に入るということで、進捗状況については都市計画審議会でも適宜報告をするという予定になっていますので、中間段階での報告を受けましたら委員の皆さんにご意見ご質問を出していただけたらと思います。 よろしくお願いたします。</p> <p>それではですね、以上で他事項を終わりとさせていただきます。</p> <p>事務局進行にお返ししますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 副市長 | <p>議長、委員の皆様どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして 副市長より一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>【副市長挨拶】</p> <p>【閉会】</p> |